

プレミアム基準検討委員会における検討内容等について（案）

平成 24 年度のプレミアム基準¹検討委員会における検討の方向性は、以下のとおりである。

1. 主な環境政策への対応方針

第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）の事象面の重点 6 分野²を念頭に、環境政策ごとに重視すべき観点を踏まえ、対象とする分野・品目の性質に応じた設定方針を検討する。

（1）地球温暖化・低炭素社会

地球温暖化については、低炭素社会の構築に向け、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定する方向で検討する。

- ・ 省エネルギーの推進に寄与する基準
- ・ 再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用に寄与する基準
- ・ 代替フロン等の温室効果ガス排出抑制に寄与する基準
- ・ 森林等の吸収源対策、バイオマス資源等の活用に寄与する基準

（2）省資源・物質循環

省資源・物質循環については、循環型社会の構築に向け、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定する方向で検討する。

- ・ 天然資源等の使用抑制に寄与する基準
- ・ 3R の取組のうち、特に発生抑制（長期使用を含む）、再使用の推進に寄与する基準
- ・ 再生利用については、特に水平リサイクルに寄与する基準
- ・ 使用済製品等の回収・安定的なリサイクルシステムの構築に寄与する基準
- ・ 未利用資源の活用に寄与する基準
- ・ 適正処理の確保に寄与する基準

¹ 環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、先進的で、より高い環境性能に基づく基準（環境性能の観点から「調達者として“威張れる基準”レベルに相当し、需要側、供給側双方から広く評価される基準）

² 「地球温暖化に関する取組」「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」「水環境保全に関する取組」「大気環境保全に関する取組」及び「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」

(3) 生物多様性

生物多様性については、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定する方向で検討する。

- ・ 資源調達に当たっての持続可能性に寄与する基準

(4) その他の環境保全施策

その他の環境保全施策については、例えば、以下の観点を重視し、基準を設定する方向で検討する。

- ・ 大気環境、水環境、土壌環境等への環境負荷の低減に寄与する基準
- ・ 化学物質による環境汚染の防止に寄与する基準
- ・ その他対象とする分野・品目の性質に応じた基準

2. 対象分野・品目に係る基準

(1) 特定調達品目に係る判断の基準等の検証・評価

上記1に示した環境政策に対応した判断の基準又は配慮事項の設定状況(設定の有無、設定レベル、設定の必要性等)について検証・評価するとともに、現行の特定調達品目に係るプレミアム基準の設定に当たっての参考とする。

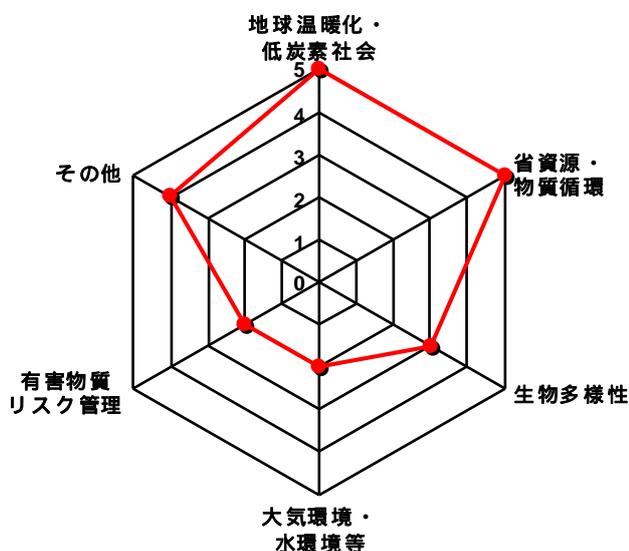


図1 判断の基準等の検証例(コピー用紙)

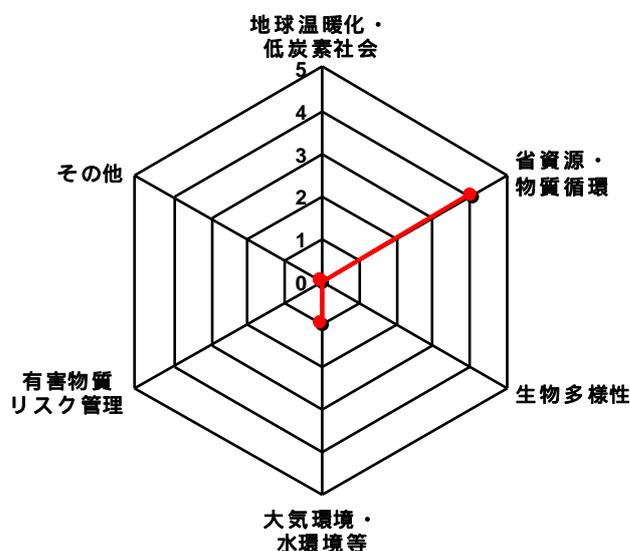


図2 判断の基準等の検証例(プラ製文具)

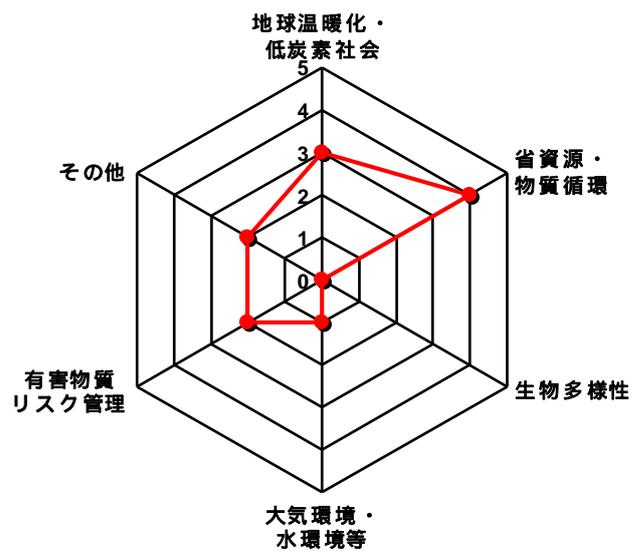
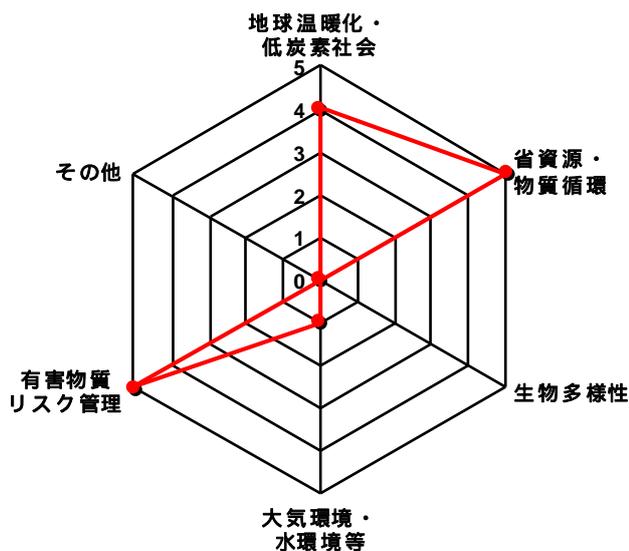


図3 判断の基準等の検証例（プロジェクト） 図4 判断の基準等の検証例（LED照明器具）

（２）モデルケースによる検討

モデルケースとして複数の特徴的な分野・品目を選定し、ライフサイクル、環境負荷項目、対応する評価指標（単一、複数、総合化等）等に係る詳細かつ具体的なプレミアム基準の内容について検討するものとする。

また、モデルケースとして選定された分野・品目において提供・開示すべき基本的な情報に関する検討を併せて実施する。

（３）対象分野・品目の選定

対象分野・品目の選定に係る優先順位の考え方³を踏まえ、プレミアム基準を設定する分野・品目の選定を実施するものとする。

（４）基準の検討

（１）の判断の基準等の検証・評価結果、（２）のモデルケースの検討結果を考慮し、（３）において選定された対象分野・品目に係る基準に関する検討を行う。

検討に当たっては、分野・品目別に重視すべきライフサイクル、環境負荷項目を整理するとともに、当面、当該分野・品目において重視すべき環境負荷を代表する指標について基準を設定することを基本とする。ただし、当該分野・品目において、

³ 当面は、国等の機関が環境物品等の市場形成に果たすべき役割を踏まえ、特定調達品目を対象として、優先的にプレミアム基準の設定を検討することとされた。なお、特に役務分野については、当該役務の提供に当たって使用される環境物品の供給促進や提供者の環境配慮への取組の進展、また、使用される物品の回収・リサイクルシステムの構築、調達総量の削減等、一層の波及効果が期待されることから、調達総量等を含めた総体としての環境負荷の分析を踏まえ、今後積極的に特定調達品目の対象に追加するとともに、プレミアム基準を設定する品目として選定することが適当とされた。

環境負荷低減の観点から、特に留意すべきライフサイクル、項目が複数ある場合は、代表する指標のみならず、複数の指標を基準にとりあげる方向で検討する。

また、将来的な技術開発等の見通しを検討の上、基準を設定する方向で検討する。

- 現在の技術レベルの到達点が高く、理想的な状態又は限界に近づいていると考えられるもの
- 将来的に技術の向上などにより著しい進歩の見込めると考えられるもの

さらに、役務分野の拡大が今後一層進む可能性が高いことを想定した基準の構築が必要と考えられる。

3 . 他の環境施策との連携

市場のグリーン化に向けては、これまでも様々な施策を講じ、消費者・事業者双方へ経済的・社会的インセンティブを付与してきたところであるが、個別の施策でインセンティブづけが独立しているケースが多いこともあって、その効果は限定的といわざるを得ない場合もみられる。

これまで、ともすると別々に推進されてきた市場のグリーン化に係る他の施策（カーボン・オフセット、エコリーフ、カーボンフットプリント等）との全体最適性を検討し、相乗効果が期待される施策や市場の仕組みとして定着することが見込まれる施策との連携を図ることが必要である。このため、プレミアム基準の要件の一つとして設定することも考えられる。

- 市場を牽引するレベルの基準の場合は、他の環境施策との“合わせ技”の基準とすることも考えられる。
- 市場のトップランナー的な基準の場合は、第三者認証・評価を必須の要件とすることも考えられる。

また、各種表彰制度（エコマークアワード、エコプロダクツ大賞、省エネ大賞等）における物品等の表彰基準やその考え方をプレミアム基準の設定に積極的に活用することも考えられる。

さらに、プレミアム基準が他の経済的インセンティブ（例えばエコポイントや補助、エコ・アクション・ポイント等）の対象となる基準として活用されることが市場のグリーン化に向けて重要と考えられる。

なお、各種リサイクル法に対応した基準の設定に関する検討も重要と考えられる。

4 . 環境表示・情報提供

プレミアム基準適合物品等の確認及び当該内容に係る表示方法については、当該物品等の製造事業者又は販売事業者等が自ら適合を宣言する場合と第三者機関による認証や確認による二つの場合があるが、環境省において別途検討が行われる「環境表

示ガイドライン⁴」の改訂の方針を踏まえ、今後適切に検討を行うものとする。検討に当たっては、例えば、以下の観点に留意するものとする。

- 基準への適合に関する根拠となる数値の開示に関する検討
- 第三者による客観的な評価に関する検討
- プレミアム基準適合物品等に係る環境表示・情報提供のあり方に関する検討
- プレミアム基準適合物品等の調達による環境負荷低減効果の算定及び当該情報の提供に関する検討
- 国による情報発信のための事業者からの情報提供の協力に関する検討
- 地方公共団体や民間（事業者、消費者）等への情報提供に関する検討

5 . プレミアム基準策定ガイドラインの作成

上記1～5の検討結果を踏まえ、本検討委員会の成果として、プレミアム基準を設定する場合の考え方（評価軸・評価方法、施策間連携、環境表示・情報提供等）を示したプレミアム基準策定ガイドラインを作成する。

⁴ 環境表示ガイドラインは、グリーン購入を促進するために必要な情報提供のあり方や将来の方向性等について整理したものであり、環境表示を行う事業者及び事業者団体、製品等に関して認証を行う第三者機関を主たる対象として作成されている（平成21年11月改訂二版）